

## 配偶者居住権詳細

母親のBさん

配偶者居住権は、法律上ではどのように定められているのですか？



色々書いてありますね。つまりはどういうことなのでしょうか。

「遺産の分割」と「遺贈」は、具体的にはどのように違うのですか？

相談役のO氏

民法第1028条第1項で次のように規定されています。

被相続人の**配偶者**(以下「配偶者」という。)は、被相続人の財産に属した**建物に相続開始の時に居住していた場合**において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物(以下「居住建物」という。)の**全部について無償で使用及び収益をする権利**(以下「配偶者居住権」という。)を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を**配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りでない。**

- 一 **遺産の分割**によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
- 二 配偶者居住権が**遺贈の目的**とされたとき。

特徴を簡潔にまとめると、下表のとおりになります。

配偶者居住権の特徴
① 配偶者のみに認められる権利（配偶者居住権は譲渡できない）
② 相続開始時に配偶者が居住していた建物が対象
③ 居住建物の全部を無償で使用及び収益できる
④ 居住建物に配偶者以外の共有者がいる場合は不適用
⑤ 遺産の分割又は遺贈の目的とされた場合に限る

「**遺贈**」は遺言による分割指定がある場合の、無償の財産の贈与です。「遺贈」の場合は、遺言に記載することにより法定相続人以外の者（法人を含む）も受遺者とすることができます。

遺言による分割指定が無い場合は「協議分割」となり、相続人全員の署名と押印がされた「遺産分割協議書」を作成することになります。「遺産分割協議書」の作成による「**遺産の分割**」は、法定相続人が相続の対象となります。

遺言書が無く、さらに遺産分割の協議が不成立になった場合は「家庭裁判所審判」となり、遺産分割に関する審判により「**遺産の分割**」が行われることとなります。

配偶者居住権は居住建物に住んで入れば自動的に取得できるというのではなく、**配偶者居住権を遺贈するという遺言を残しておくか、遺産分割協議または家庭裁判所審判により取得されるもの**という点が重要です。